

セルテ テナント 御中

中消防署への届出関係について

日本開発株式会社

中消防署への防火・防災管理者の変更届出については、テナント様で行なって頂きます。下記は一般的なケースであり、テナント区画毎に必要な書類が異なります。消防署の指導に従って補足して頂くことがありますので、予めご了解下さい。

【届出と書類】

1. 防火・防災管理者選任（解任）届出書
2. 防火管理者・防災管理者受講証の写し（コピー）
3. 消防計画作成（変更）届出書
4. 消防計画書「大規模地震対応消防計画」（防災図面・避難経路図添付）
5. セルテ自衛消防組織の設置及び変更の届出に関する委任状

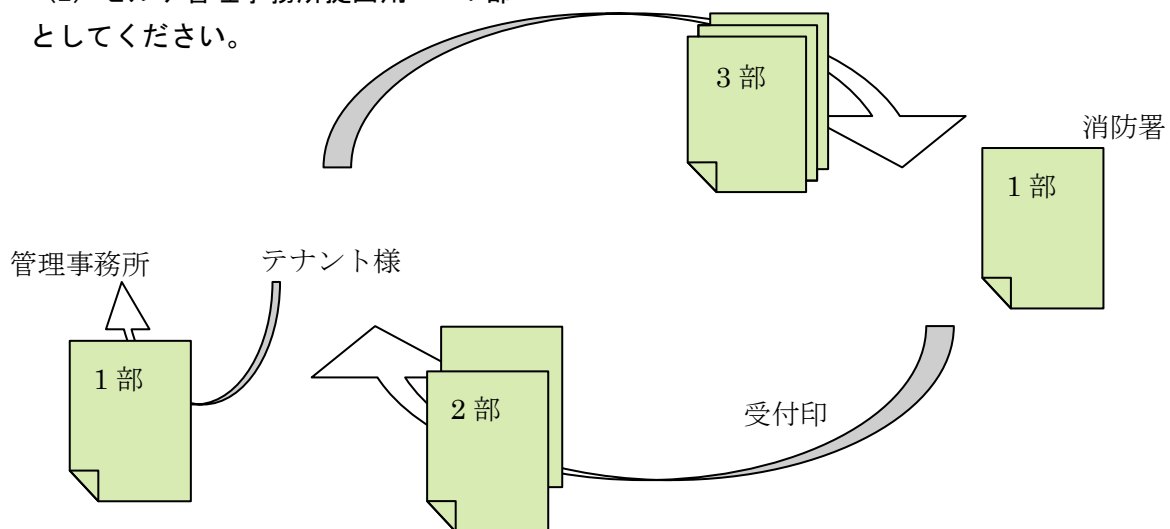
【申請手順】中消防署4F 指導係 045-251-0119（代） 平日 9:00~12:00

※2度手間を避けるためには、消防署への事前相談が必要です。

1. 作成部数 3部（1部を作成し、2部は、テナント様の㊟あるものをコピーでOK）
2. 中消防署4F 指導課へ申請し、3部を提出してください。2部に消防署受付印を押して返却されます。
3. 2の返却された申請書類は、

(1) テナント様の控え用	1部
(2) セルテ管理事務所提出用	1部

としてください。



別記様式第1号の2の2（第3条の2関係）（第51条の9関係）

防火
防災 管理者選任（解任）届出書

年 月 日							
横浜市	消防署長						
届出者 住 所 _____ (法人の場合は、名称及び代表者氏名)							
氏 名 _____ ㊞							
下記のとおり、防火 防災 管理者を選任（解任）したので届け出ます。 記							
防火 対象物 又は 建築物その他の 工作物	所在地	神奈川県横浜市中区真砂町三丁目33番地					
	名称	セルテ内(階) 電話 ()					
	用途		令別表第1	(16)項イ	収容人員	3,206()	
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種		管理権原	<input checked="" type="checkbox"/> 単一権原 <input type="checkbox"/> 複数権原		
	区分	名 称		用 途	収容人員		
	※令第2条を適用するもの						
	※令第3条第3項を適用するもの						
防火・ 防災 管理者 選 任	氏名	フリガナ _____ 年 月 日生					
		住 所 _____					
	選任年月日		_____ 年 月 日				
	職務上の地位 _____						
	資格	講習	種別	<input type="checkbox"/> 甲種(<input type="checkbox"/> 新規講習 <input type="checkbox"/> 再講習) <input type="checkbox"/> 乙種		<input type="checkbox"/> 防災管理(<input type="checkbox"/> 新規講習 <input type="checkbox"/> 再講習)	
			講習機関	_____			
		修了年月日		_____ 年 月 日		_____ 年 月 日	
		その他		令第3条第1項第 号()		令第47条第1項第 号()	
			規則第2条第 号()		規則第51条の5第 号()		
	解任	氏 名 _____					
解任年月日 _____ 年 月 日							
解任理由 _____							
その他必要事項 _____							
※※ 受付欄			※※ 経過欄				

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「防火
防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
 - 3 ※印の欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条第3項を適用するものにあつては管理権原に属する部分ごとに記入すること。
 - 4 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にあつてはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
 - 5 消防法施行令第3条第2項又は同令第47条括弧書を適用するものにあつてはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火及び防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。
 - 6 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 - 7 ※※印の欄は、記入しないこと。

消 防 計 画 作 成 （ 変 更 ） 届 出 書

横浜市	消防署長		年 月 日
		防火 管理者 防災 住 所	
		氏 名	印○
		管理権原者	
		住 所	
		(法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
		氏 名	印○
別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。			
防 火 対 象 物 又は 建築物その他の工作物 の所在地	神奈川県横浜市中区真砂町 3-33		
防 火 対 象 物 又は 建築物その他の工作物 の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	セルテ (C E R T E)		
防 火 対 象 物 又は 建築物その他の工作物 の用途 (変更の場合は、変更後の用途)	複合用途	令別表第1 (16) 項 イ	
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「防火 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

大規模地震対応消防計画

テナント名_____

1 目的と適用範囲

この計画は、消防法第8条第1項及び第36条並びにセルテ共同防火・防災管理協議事項（以下「協議事項」という。）に基づき、火災の予防及び火災、大規模地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次災害発生の防止を目的とし、
セルテ 階 _____ に勤務し、出入する全ての関係者が守らなければならない。

2 管理権原者の権限の適用範囲と責務

- (1) 管理権原の範囲はセルテ 階 _____ 部分及び階段等の共用部分とする。
- (2) 管理権原者は、事業所もしくは階段及び通路等の共用部分の実態を把握し、防火・防災管理者に必要な業務を適正に行なわせなければならない。
- (3) 管理権原者は、セルテ共同防火・防災管理協議会（以下「協議会」という。）の構成員として、建物全体の安全性を高めることに努めるものとする。

3 防火・防災管理者の責務

- (1) 防火・防災管理者は、この計画の作成及び実行に係る全ての権限を持って業務を行なう。
- (2) 防火・防災管理者は、協議会協議事項に定められている事項については、統括防火・防災管理者に報告する。

4 消防計画の検証

防火防災計画の確実な実践及び改善のため、建物全体の消防計画との整合を図るとともに、定期的に次の項目について検証し、見直すものとする。

- (1) 防火及び避難施設等の維持管理に関すること。
- (2) 自衛消防組織の体制及び装備に関すること。
- (3) 消防訓練に関すること。
- (4) 防火・防災教育に関すること。
- (5) その他防火・防災上必要な事項。

5 災害想定

防火・防災管理者は、大規模地震発生（震度6強程度以上）時の協議会の定める被害想定のうち、事故の事業所の該当する項目及び次表の被害想定について、防火防災安全目標のための対応行動を行なわせるものとする。

被害想定

被害種類	災害想定	防火防災安全目標
建物の基本被害	建物構造の損壊を確認。	10分以内に在館か建物外への避難かの判断をする。
	窓ガラス・照明・天井材等の落下飛散により危険な状態となっている。	散乱物による負傷者を出さない。
建築設備等被害	空調・換気が停止し、停電も発生している。	非常照明の中での二次災害防止と建物管理者からの情報を収集し、避難等の指示を行なう。
	給水が停止し、トイレの水も流れなくなっている。	建物管理者から情報を収集し、復旧までの対応方法を指示する。
避難施設等被害	従業員等が非常口に殺到している。	将棋倒し等の負傷者を出さない。
消防用設備等被害	スプリンクラーヘッドの損傷により散水が生じている。	水損による被害を最小限に抑える。
収容物被害	書棚等が転倒し物品が散乱している。	転倒・落下物による負傷者を出さない。
ライフライン等被害	交通網の寸断により帰宅困難者が発生。	生活必需品の確保等により生活環境の維持ができる。
派生的な被害	他の階からの火炎煙が流入してきている。	必要な防火設備を作動させ流入を防止できる。
人的被害	落下してきた照明器具で従業員が負傷している。	適切な応急処置が行なえている。

対応行動

被害種類	応急対策事項	予防的事項
建物の基本被害	建物管理者に状況を伝え、必要な措置を依頼する。	適切な予防措置ができていないか確認する。
	飛散ガラスの状況判断し、行動制限を行なうとともに除去清掃を行う。	天井材の適切な補修や器具の確実な固定を確認する。
建築設備等被害	必要に応じた有効な窓等の開放と懐中電灯等の使用を行なう。	窓の開閉方法を確認しておく。
	使用できるトイレを建物管理者から収受する。	近隣のトイレ使用について確認しておく。
避難施設等被害	パニック防止の広報を行なう。	事前に避難方法等の確認をしておく。
消防用設備等被害	重要なデータや物品の水損防止を行なう。	防水シート等の確保をしておく。
収容物被害	書棚等の転倒による負傷者がいないか確認する。	書棚等の転倒防止の固定を実施しておく。
ライフライン等被害	帰宅困難者の寝泊りする場所の確保をする。	公的機関からの生活用品の配布等について情報を集める。
派生的な被害	防火戸の閉鎖と延焼状況の情報を収集する。	物品等による防火戸の障害を無くしておく。
人的被害	応急手当を実施し、必要に応じて建物管理者等に通報し処置を依頼する。	救急セット等を常備しておく。

6 消防機関等への連絡及び届出

管理権原者又は防火・防災管理者は、次の事項について連絡及び届出等を行なう。

- (1) 防火・防災管理者の選任（解任）届出
- (2) 消防計画の作成（変更）届出
- (3) 自衛消防組織設置届出
- (4) 消防用設備等点検結果報告
- (5) 防火対象物及び防災管理点検結果報告
- (6) 消火及び避難訓練等の通報
- (7) 防火対象物使用開始（変更）届出
- (8) その他、防火・防災に必要な事項

7 火災・地震等に関する自主点検

防火・防災管理者又は防火防災管理者が指名する者は、次により日常点検及び定期点検を行う。

- (1) 日常的に行う点検は、別紙「自主点検表（日常）」により実施する。
- (2) 定期的に行う点検は、別紙「建物等自主点検表（定期）」により年1回実施する。
- (3) 防火・防災管理者は、定期的に自主点検状況について確認する。

8 法定点検の実施

- (1) 防火対象物及び防災管理点検は、専門業者に依頼して実施する。
- (2) 消防用設備等の点検は、協議事項により建物管理責任者により実施する。
- (3) 防火・防災管理者は、自社の占有部分の法定点検に立ち会い、その結果を管理権原者に報告するとともに、不備事項については速やかに改修の策を講じるものとする。

9 従業員等の遵守事項

- (1) 避難口、階段及び通路等に、避難の障害となる設備や物品を置かない。
- (2) 防火戸の付近には、常に開閉の障害となる物品は置かない。
- (3) 火気使用設備、器具を使用する場合は、常に注意を怠らず、適正な使用に努める。
- (4) 喫煙は、定められた場所で行なう。
- (5) 他の勤務者及び居住者等と協力し、建物全体の災害防止に努める。

10 放火防止対策

- (1) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、空室、機械室等の施錠に努める。
- (3) トイレ等の定期的な巡視を行う。
- (4) 終業時には、火気及び施錠の確認を行う。
- (5) 不審者を見かけたときは、防火・防災管理者等に連絡する。

11 工事中の安全対策

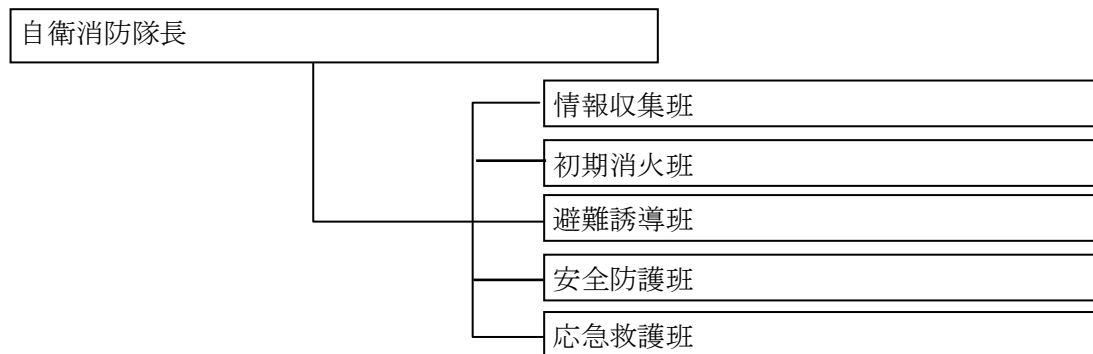
- (1) 防火・防災管理者は、模様替え等の工事が実施される時は、工事人に対して工事計画書を提出させ、防火・防災に関する必要な指示を行なうとともに、必要に応じて消防署の指導を受けるように指示する。

12 地震対策

- (1) 防火・防災管理者は、地震時における危険要因を把握し、事務室等の事務機器、ロッカー、棚等の転倒・落下防止を行なう等、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 管理権原者は、必要に応じた非常用物品等を確保するものとする。
- (3) 地震が発生した場合、身の安全を守ることを最優先とし、火気使用を停止するとともに、避難する際は電源及び燃料供給等の遮断を行なう。
- (4) 発災後は、二次災害防止のために火気使用の制限及び施設設備の点検を実施し、被害の発生防止に努める。

13 自衛消防組織の編成及び任務

- (1) 火災・地震その他災害による人的又は物的な被害を軽減するため、次のとおり自衛消防隊を編成する。



(2) 各班は隊長の指揮の下、次の活動を行なう。

- 情報収集班 ①被害情報の把握、情報の収集
 ②災害発生場所、状況の報告
 ③消防機関への通報
- 初期消化班 ①消火器、消火栓等を利用した初期消火
- 避難誘導班 ①拡声器やメガホンを利用した避難誘導
 ②従業員等のパニック防止
- 安全防護班 ①防火戸等の作動状況の確認
 ②危険要因に対する応急措置
- 応急救護班 ①負傷者等の応急手当の処置

(3) 自衛消防隊は、事業所占有部分における活動のほか、セルテ自衛消防組織地区隊として、担当区域における災害活動を行なう。なお、地区隊としての役割分担は、協議事項に従う。

1.4 防火・防災教育及び訓練

- (1) 管理権原者及び防火・防災管理者は、従業員等に対し計画的な防災教育を行い、防災意識の向上に努める。
- (2) 防火・防災管理者は、従業員等に協議会が主催する防火・防災に関する訓練に積極的に参加させ、各個の災害対応能力を向上させるとともに、事業所に応じた個別訓練を行なうものとする。
- (3) 防火・防災管理者は、個別訓練を実施する場合は、消防機関及び統括防火管理者に通知する。

1.5 その他

その他必要な事項は、防火・防災管理者が必要に応じて別に定める。

この計画は、平成 年 月 日から施行する。

自主点検記録表

消防訓練実施(参加)記録

各点検記録の「○・×・―(該当なし)」を記録する

年 月 日 実施(参加)
年 月 日 実施(参加)

テナント名称 _____ 点検実施日 _____ 年

点検項目	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	○・ ×	○・ ×	○・ ×	○・ ×	○・ ×	○・ ×	○・ ×	○・ ×	○・ ×	○・ ×	○・ ×	○・ ×
防火管理者には変更はありませんか ※変更時には届出が必要												
消防計画には変更はありませんか ※変更時には届出が必要												
自衛消防隊のメンバーに変更はありませんか ※変更時には届出が必要												
避難経路、通路には障害物はありませんか												
避難口に障害物はありませんか												
防火戸閉鎖には障害物はありませんか												
防火シャッターの下には障害物はありませんか												
カーテン、のれん等は防火加工してありますか												
電気機器の配線は正常ですか												
スプリンクラーの散水障害はありませんか												
終業時、閉店時の火気確認はしていますか												
日々の施錠確認をしていますか												
吸殻は正しく処理していますか												
火気設備は正しく使用されていますか												
厨房フードは清掃されていますか												
厨房グリスフィルターは清掃されていますか												
厨房設備の改設はしていますか												
ガス器具のホースは正常ですか												
厨房周囲に可燃物はありませんか												
閉店後ガス元栓閉鎖はされていますか												

検査実施者 _____

防火管理者 _____

- ・消防計画には、未記入用紙を添付して下さい。
- ・この用紙で物販店等では、月に最低1回、飲食店では、週に1回各項目をチェックし、「防火管理維持台帳」に保管して下さい。

建物等自主点検表（定期）

実施項目及び確認箇所				検査結果	
建物 構造	(1) 柱・はり・壁・床コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。				
	(2) 天井仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。				
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体の はずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。				
	(4) 外壁・ひさし・パラペット貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・ 落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。				
避難 施設	(1)	避難通路			
		① 避難通路の幅員が確保されているか。			
	② 避難上支障となる物品等を置いていないか。				
	(2)	階段			
		階段室に物品が置かれていないか。			
		避難階の避難口（出入口）			
① 扉の開放方向は避難上支障ないか。					
② 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。					
③ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障 害物はないか。					
火気 使用 設備 器具	(1)	厨房設備			
		① 可燃物品からの保有距離は適正か。			
		② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。			
	③ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。				
	(2)	ガスストーブ、石油ストーブ			
		① 自動消火装置は、適正に機能するか。			
② 火気周囲は、整理整頓されているか。					
電気 設備	○	電気器具			
		① コードの亀裂、老化、損傷はないか。			
		② タコ足の接続を行っていないか。			
③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。					
その他	危険物				
	① 容器の転倒、落下防止措置はあるか。				
	② 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。				
③ 整理清掃状況は適正か。					
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火・防災管理者確 認
構造関係		年 月 日	火気使用設備器具	年 月 日	
避難関係		年 月 日	電気器具	年 月 日	

（備考）検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は⊗を付する。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する

セルテ自衛消防組織の設置および変更の届出に関する委任状

(委任の内容)

消防法第8条の2の5第2項の規定に基づき、全ての管理権原者が共同して建物に設置する自衛消防組織の設置届出および自衛消防組織の設置変更届出については、セルテ共同防火・防災管理協議会の代表事業所に委任する。

(委任状の有効期限)

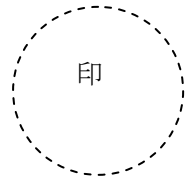
この委任状の有効期限は委任状が作成された日からセルテ共同防火・防災管理協議会会員として在籍する全期間とする。ただし、次の①～④の条件に至った時には、委任状の有効期限は終了するものとする。

- ①自衛消防組織の設置義務がなくなった時
- ②委任事業所が委任を終了、もしくは代表事業所が受任を終了した時
- ③代表事業所が変更になった時
- ④委任事業所がセルテ共同防火・防災管理協議会を退会した時

平成 年 月 日

【委任事業所】

セルテ _____ 階 _____
住所（本店）
事業所名称
代表者氏名



【代表事業所】

住所（本店） 横浜市中区真砂町三丁目33番
事業所名称 日本開発株式会社
代表者指名 代表取締役 坂内 誠

中消防署

横浜市中区山吹町 2-2 TEL/FAX:045-251-0119

※消防署には駐車場がありません。

